

やおうえるかむコモンズ推進企画運営補助業務仕様書

1. 委託業務の名称

やおうえるかむコモンズ推進企画運営補助業務（以下、「本業務」という。）

2. 委託業務の目的

本業務の公募型プロポーザル募集要項に記載する趣旨を実現することを目的に実施する。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4. 委託業務の内容

上記 2 の目的を達成するため、以下（１）から（３）の企画運営補助業務を行う。なお、業務を進めるにあたっては、各々の留意事項に注意するものとする。

(1) 高校合同文化祭

令和 5 年度、6 年度に実施した高校合同文化祭※を踏まえ、対象を概ね中学生から大学生までに拡大し、より多くの若者が参加する文化祭を実施する。

※ 計画に規定するリーディングプロジェクトの一つ。令和 6 年度は八尾市文化会館をはじめ市内 4 か所で、市内 6 つの高校による作品展示やパフォーマンスを行った。

■ 去年の様子はこちら

https://www.city.yao.osaka.jp/bunka_sports_event/bunka_geijutsu_reikishi/1011071/1013725.html

① 実施方法

市内の高校に通う高校生を中心に結成された、高校合同文化祭の企画運営を担うコモンズサポーターと連携し、高校合同文化祭の企画運営業務を行う。

② 留意事項

ア 高校合同文化祭の実施時期は、令和 7 年 11 月中旬とする。ただし、オンライン展覧会は 1 か月間の開催とする。

イ 会場は未定である。会場候補となる場所を探し、コモンズサポーターとともに各会場の実施内容を協議するなどの企画運営に係るサポートを委託業務に含むものとする。参考までに、令和 6 年度は、11 月に市内 4 か所の会場で展示や実演のパフォーマンスを実施した。

ウ 出演者、出展者については、高校生年代を中心に概ね中学生から大学生までとし、幅広く公募するものとする。公募にあたってのチラシ等の印刷も委託業務に含める。

エ コモンズサポーターとの連携にあたっては、高校合同文化祭全体だけでなく、必要に応じて会場ごとに開催する企画会議の運営補助も委託業務とする。

オ 高校合同文化祭に係る会場使用料については、合計 25 万円程度を想定し

ており、委託料に含めるものとする。なお、会場使用料が生じる会場は、八尾市文化会館（プリズムホール）内の回廊ギャラリー、オープンコーナー及びシルキーホール、オンライン展覧会を想定している。ただし、企画内容によっては使用料が発生する会場がさらに増える可能性があり、委託料の範囲で調整することを委託業務に含むものとする。

(2) まちかどライブクリエイション

まちかどライブクリエイションは、市内各地で開催される芸術文化による創造と交流のイベントである。

令和7年度は、大阪・関西万博への出展を機に、八尾市（以下、「本市」という。）への誘客を図るため、まちかどライブクリエイションの企画の一つとして、令和7年11月23日（日）に八尾市文化会館（プリズムホール）において、万博出展内容を踏まえた万博ミニフェスを実施する。

■ 去年の様子はこちら

https://www.city.yao.osaka.jp/bunka_sports_event/bunka_geijutsu_reikishi/1011071/1013703.html

■ 大阪・関西万博への出展についてはこちら

https://www.city.yao.osaka.jp/bunka_sports_event/yaopromotion_banpaku/1011528/1017379.html

① 実施方法

やおうえるかむコモンズ推進会議（以下、「推進会議」という。）のメンバーと連携し、まちかどライブクリエイションの企画運営業務を行う。

② 留意事項

ア まちかどライブクリエイションの実施時期は、令和7年9月中旬から12月初旬までとする。

イ 八尾市文化会館（プリズムホール）以外の会場は未定である。会場候補となる場所を探し、推進会議メンバーとともに各会場での実施内容を協議するなどの企画運営に係るサポートを委託業務に含むものとする。参考までに、令和6年度は、10月から12月にかけて、市内10か所の会場で実施した。

ウ まちかどライブクリエイションには、以下の4つの要素を必ず入れ込むこととする。

- ・ 高校合同文化祭との連携
- ・ (仮称) 八尾まちかど国際芸術祭^{※1}につなげるための取り組みの実施と課題の検証
- ・ アートコーディネーター養成講座^{※2}受講生による企画・運営の実践の場
- ・ 大阪・関西万博への出展内容を取り入れた企画

※1 八尾市芸術文化推進基本計画(以下、「計画」という。)にリーディングプロジェクトとして規定している「(仮称)やお芸術文化フェスティバル」が、令和5年度の推進会議において改名されたもの。2028年度の実施を予定している。

※2 計画の施策1に係る取り組みとして令和6年度から実施している講座。基礎編と実践編に分かれており、基礎編を受講した受講生による実践の場として、まちかどライブクリエイションを活用することを想定している。

エ まちかどライブクリエイションに係る会場使用料については、合計 150 万円程度を想定しており、委託料に含めるものとする。なお、会場使用料がかかる会場は、八尾市文化会館（プリズムホール）、茶吉庵、オンライン展覧会を想定している。ただし、企画内容によっては使用料が発生する会場がさらに増える可能性があり、委託料の範囲で調整することを委託業務に含むものとする。

(3)推進会議の運営補助

高校合同文化祭及びまちかどライブクリエイションについては、推進会議が、全体の統括として企画運営の中心となり準備を進めるため、受託者はその運営補助を行う。

①実施方法

本業務においては、会議への出席、企画検討への助言、運営マニュアルの作成補助、チラシ等広報物の作成業務のほか、イベント実施の際の会場使用料、出演者への謝礼、イベント実施にかかる諸経費等の支払業務及びイベント実施後のアンケート作成及び集計、ロジックモデルの作成補助、業務報告書の作成業務等、推進会議の運営補助を行う。

②留意事項

ア 広報について

- ・チラシの作成、配布をはじめ様々な広報活動を行い、広く周知すること。
- ・チラシのデザイン、原稿作成、編集及び印刷製本等のすべてを委託業務の範囲内とする。
- ・チラシの作成にあたっては、内容について事前に本市の了承を得ること。
- ・高校合同文化祭及びまちかどライブクリエイションの開催日の遅くとも 1 か月前までには告知・広報を開始すること。

イ アンケートの実施について

- ・ワークショップ及び各イベントの終了時には、来場者向けのアンケートを実施し、その結果をとりまとめて報告すること。
- ・アンケートの内容は、高校合同文化祭とまちかどライブクリエイションの各取り組みが、施策ごとに、計画の進捗にいかに関与したかを振り返るための資料として活用できるものとし、本市と協議のうえ決定すること。

ウ ロジックモデルの作成補助

ステークホルダーにどのような変化があり、こういった目標をめざして本業務を実施するのかを整理するためのロジックモデル作成に向け、推進会議のメンバーが参加する会議にファシリテーターとして参加し、その作成補助を行うこと。

エ 業務報告書の作成について

(1) 及び (2) の内容について、全事業終了後 1 か月以内に業務報告書を作成し、紙媒体 1 部、電子データ一式を本市に提出すること。

【業務報告書の記載内容】

- ・実施日時・場所・来場者数・出展コンテンツをはじめとした実施概要（実施内容がわかる写真や動画、参加者の感想などを含む）
- ・各イベントのチラシや配布資料など
- ・アンケートの内容及び結果と、それを踏まえ明らかになった課題、並びに今後、計画を進めるにあたり検討すべき施策ごとの課題や方向性等

オ 著作権の取扱い

業務報告書に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果物の引渡しとともに、本市に帰属するものとする。ただし、受託者が著作権の行使につき本市の承諾又は合意を得た場合については、この限りではない。

業務報告書に第三者が権利を有する著作物（以下、「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、委託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任において処理するものとする。

5.実施体制

受託者は、本業務の実施にあたり、業務を統括する責任者として統括責任者を設置し、本市と連絡調整を図ること。

イベントの開催時は、参加者対応及び安全対策等において、十分な人員体制を講じること。

6.障がいのある人への合理的配慮の提供

受託者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき本市が定めた「八尾市における障がい者を理由とする差別の解消に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人も障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

7.費用分担等

委託料には、会場使用料をはじめ、業務全般を統括するための事務費、人件費等を含むものとし、本市は委託料以外の費用は負担しない。

8.契約条件等に関する事項

(1)委託料の支払い

本市と受託者の協議のうえ、支払い方法を決定する。

(2)契約保証金

- ・契約保証金は必要とする（ただし、八尾市財務規則第 122 条第 3 号又は第 6 号に該当する場合は契約保証金を免除する）。

- ・保証人は不要とする。

(3)再委託について

- ・受託者は、委託業務のうち、総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等については、再委託することはできない。
- ・受託者は、コピー、文書入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- ・受託者は、前記に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。
- ・受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、八尾市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

9. 個人情報の取り扱い

受託者は、本契約による委託業務を処理するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報保護法及び本契約に係る個人情報保護特記事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

10. 情報公開への対応

受託者は、八尾市情報公開条例の趣旨を踏まえ、事業の運営に関する情報を公開するため必要な措置を講じなければならない。

11. 法令等の遵守

事業の運営を行うにあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

地方自治法、地方自治法施行令、労働基準法、労働安全衛生法、著作権法、個人情報の保護に関する法律、八尾市情報公開条例、その他関連法規

12. その他

- ① 受託者は、事業実施における安全管理を徹底すること。
- ② 受託者は、事業実施における感染症等の拡大防止のため、状況に応じて必要な感染症対策を講じること。
- ③ 受託者は、事業を実施するにあたり宗教活動及び政治活動、特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした活動を行わないこと。
- ④ 仕様書の疑義については、都度、本市に確認し、その指示に従うこと。
その他、この仕様書に定めのない事項または、委託業務内容に疑義が生じたときは本市と受託者にて協議のうえ、これを処理・決定するものとする。